

総括表

令和8年3月16日現在

NO	産業廃棄物収集運搬業			許可品目																	頁
	都道府県・政令市	許可番号	許可年月日 及び 有効期限	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラ	紙くず	木くず	繊維くず	動物性残渣	ゴムくず	金属くず	ガラスくず等	鉋さい	がれき類	ばいじん	石綿含有廃棄物	
1	三重県	第02417014557号	令和6年3月7日	●	●				●	●	●	●			●	●	●	●		●	1
			令和11年2月14日																		

NO	産業廃棄物処分量			許可品目																	頁
	都道府県・政令市	許可番号	許可年月日 及び 有効期限	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラ	紙くず	木くず	繊維くず	動物性残渣	ゴムくず	金属くず	ガラスくず等	鉋さい	がれき類	ばいじん	石綿含有廃棄物	
2	三重県	第02427014557号	令和4年7月28日						●	●	●	●			●	●		●			2
			令和9年7月27日																		

NO	特別管理産業廃棄物収集運搬業			許可品目																	頁	
	都道府県・政令市	許可番号	許可年月日 及び 有効期限	引火性廃油	腐食性廃酸	廃アルカリ	産業廃棄物	感染性	廃石綿等	特定有害燃え殻	特定有害汚泥	特定有害廃油	特定有害廃酸	特定有害廃アルカリ	ばいじん	特定有害						
3	三重県	第02457014557号	令和6年3月7日	●					●													3
			令和11年2月14日																			

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 三重県伊勢市前山町999番地
氏名 梅田建設有限会社
代表取締役 梅田 成壽

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和6年3月7日
許可の有効年月日 令和11年2月14日

1. 事業の範囲

【積替え・保管を含む。】

取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、金属くず、

ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を含む。）

（上記種類は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

木くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。） 以上5種類

【積替え・保管を除く。】

取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）

（上記種類は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、紙くず、繊維くず、

鋳さい（水銀含有ばいじん等を除く。）

以上5種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

所在地及び面積

三重県伊勢市前山町998番地3 212.75m²

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、

金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を含む。）

（上記種類は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

木くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。） 以上5種類

積替えのための保管上限

91.2m³

積み上げることができる高さ

1.5m

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成6年2月15日 新規許可

平成21年2月15日

更新許可

平成9年11月4日 変更許可

平成26年3月31日

更新許可

平成11年2月15日 更新許可

平成30年2月28日

変更許可

平成16年2月15日 更新許可

平成31年3月15日

更新許可

5. 積替え許可の有無

無

市名

-

許可番号

-

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

産業廃棄物処分業許可証

住所 三重県伊勢市前山町 9 9 9 番地
 氏名 梅田建設有限会社
 代表取締役 梅田 成壽

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和 4 年 7 月 28 日

許可の有効年月日 令和 9 年 7 月 27 日

1. 事業の範囲

【中間処理】

破砕：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）
 （上記種類は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上 7 種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類の	設置場所	設置年月日	処理能力	許可年月日	許可番号
破砕施設	伊勢市佐八町 字銃鉾谷 1154 番 36,1154 番 37	H11.6.18	ガラスくず等、がれき類 :800t/日(8h)	H13.2.1	勢生 第 2-44-6 号
破砕施設	移動式(保管場所: 伊勢市佐八町字才 目谷 1113 番 3)	R2.11.26	木くず:132.8t/日(8h)	R2.11.25	南志活 第 8060 号の 2
破砕施設	伊勢市前山町 997、 998 番 8	H16.10.15	廃プラスチック類:3.4t/日(8h) 紙くず:1.9t/日(8h) 木くず:4.2t/日(8h) 繊維くず:1.5t/日(8h) 金属くず:7.0t/日(8h)	-	-
破砕施設	伊勢市佐八町 字才目谷 1113 番 3	H20.12.16	木くず:64t/日(8h)	H20.11.11	勢農環 第 8052 号の 2
破砕施設	伊勢市佐八町字才 目谷 1113 番 14	H25.10.28	ガラスくず等:4.8t/日(8h) (廃石膏ボードに限る。)	-	-

3. 許可の条件

移動式施設を用いた木くずの破砕については、排出事業場内において行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 9 年 7 月 28 日	新規許可	平成 11 年 9 月 21 日	変更許可
平成 13 年 6 月 6 日	変更許可	平成 13 年 11 月 21 日	変更許可
平成 14 年 7 月 28 日	更新許可	平成 16 年 11 月 2 日	変更許可
平成 19 年 8 月 28 日	更新許可	平成 24 年 10 月 11 日	更新許可
平成 29 年 7 月 28 日	更新許可		
令和 8 年 3 月 11 日	変更届（焼却施設の廃止）による書換		

5. 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 有

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 三重県伊勢市前山町999番地
氏名 梅田建設有限会社
代表取締役 梅田 成壽

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和 6年 3月 7日
許可の有効年月日 令和11年 2月14日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

引火性廃油、特定有害廃石綿等 以上2種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年 2月15日 新規許可

平成26年 3月31日 更新許可

平成31年 3月15日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

市名

許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無